

令和5年度栃木県実業団剣道大会申し合わせ事項

新型コロナウイルス感染症が終息するまでの暫定的な期間、試合および審判については、主催大会実施にあたっての「感染拡大予防ガイドライン（令和2年8月27日）」・「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法（令和4年4月3日）」・「新型コロナウイルス感染が収束するまでの暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説（令和5年4月1日）」（以下「大会ガイドライン」という）を遵守する。

特に、鏝競り合いおよび意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」を解消し立ち合いの間合からの攻め合いを中心とした試合展開へ移行するよう心掛けること。

また、鏝競り合いについては、試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くことは困難であることから、試合者と審判員が共通に理解し、一体となって良い試合の場を醸成すること。

記

1. 試合会場への入場について

- (1) 大会関係者（来賓、役員・審判員・強化指定選手選考委員・監督および選手）は、入口（受付）にて「栃木県実業団剣道連盟感染防止対策チェックリスト」を提出する。
なお、準備されていない者は、入口（受付）にて記入し提出する。
観戦者は、入り口にて検温し、37.5度以上の者は入場できない。
- (2) 施設側の利用制限措置（入場人数制限、冷水機、シャワールーム等の利用制限等）に従う。
- (3) 以下に該当する者は試合会場に入室することはできない。
 - ① 発熱（37.5度以上）のある者。
 - ② 咳、咽頭痛等風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者。
 - ③ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

2. 試合者の心得について

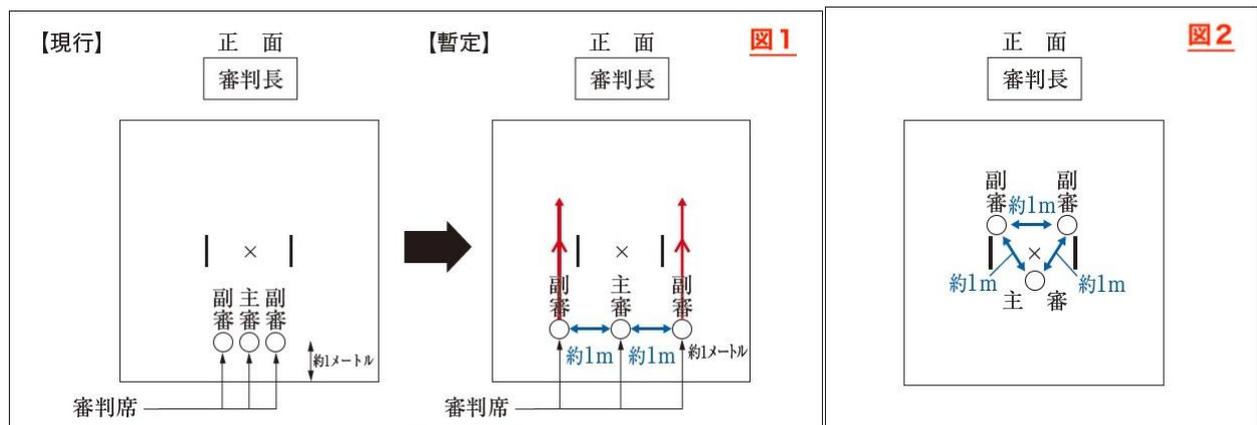
- (1) 気品のある態度で試合をする。
- (2) 服装・竹刀・剣道具は、その安全性と公平性が保たれていること。
- (3) 服装は、紺（黒）または白の剣道着・袴とする。
- (4) サポーター等（足袋、テーピング、コルセットを含む）を使用する際は、各会場の審判主任に申し出ること。但し、肘または膝用のサポーターを足に使用は禁止する。
- (5) 団体試合については、原則、企業名の表記された名札を使用する。
但し、個人試合における一般参加の選手についてはその限りではない。

3. 大会運営について

- (1) 試合は、全日本剣道連盟剣道試合・審判規則および細則並びに栃木県実業団剣道大会申し合わせ事項に準じて行う。
- (2) 試合は、二刀の使用を認める。

- (3) 竹刀検量は行わない。ただし、規格外等の竹刀(竹刀の基準は大学生・一般の長さ、重さ、太さとする)が発覚した場合はその選手は失格とする。
- (4) マスク着用について
 試合中の試合者は面マスクまたはシールドを着用し、審判員は不要とする。
 日本剣道形の演武者は不要とする。
 それ以外の開会式、閉会式、待機中および観戦者については、常時マスクを着用する。
- (5) 試合時間について
- ① 個人試合は、試合時間 4 分間 3 本勝負とし時間内に勝敗が決しない場合は延長戦を行う。(試合時間 4 分間 → 延長 2 分間 → 2 分間 → 休息)
 延長戦を 2 回行い勝敗が決しない場合は、選手および審判員は一旦退場し休息する。
 なお、休息時間は 3 分間(主審の指示で試合場係員が測定)とし、選手の水分補給は可とするが、その際、監督が選手にアドバイスを行ってはならない。
 - ② 団体試合は、トーナメント戦とし、試合時間 4 分間 3 本勝負とし時間内に勝敗が決しない場合は引き分けとする。勝者数・取得本数が同じ場合は任意の代表者による代表者戦を 4 分間 1 本勝負とし、時間内に勝敗が決しない場合は延長戦を行う。
 なお、延長戦については、個人試合の運営に準ずる。
- (6) 審判員について

- ① 原則各自で審判旗を準備する。但し、実業団剣道連盟の審判旗を使用する場合は、大会終了時まで同審判旗を使用し、最後に常備してある消毒液にて消毒をする。
- ② 審判員の密接を防ぐために、審判員の試合場への入場の際は 1m 以上の間隔を空けて行う。図 1 左図の現行では主審と副審の袖と袖が触れるか触れないかの距離であったが、右図のように主審と副審の袖と袖の間隔を 1m 以上空ける。主審は中心の位置に、副審は開始線よりやや外側に立ち、定位置まで開始線の外側を通り直進する。



- (7) 合議は図 2 のように 1m 以上の間隔を空けて行う。
- ① 試合終了後に当該試合の反省を行う場合は 1m 以上の間隔を空ける。

4. 鏢競り合いについて

鏢競り合いになった場合は、「一呼吸(目安としておよそ 3 秒)」(以下「一呼吸」という)内に引き技(引き技時の発声は認める)を出す。なお、一呼吸の時間を経過しても技が出ない時には、剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。

- (1) 「鏢競り合い」の解消に至る時間はおよそ「一呼吸」とし、双方が鏢と鏢で競り合う（押し合う）力を利用して一気に下がる。しかし、一呼吸の間で2～3歩かけて間を切ることも勿論あり得る。なお、体の中心で鏢と鏢が接し右傾前方に剣先が向いている状態において双方同じ気位で互いの鏢を削るようにして分かれる。
- (2) 二刀の場合は、小刀（脇差）を下に大刀（本差）を上として二刀を交差して分かれる。
- (3) 鏢競り合いの解消に至る時間はおよそ「一呼吸」とするが、「一呼吸」の時間を経過しても膠着状態と判断した場合は、審判員は「分かれ」を宣告する。

なお、審判員は安易に「分かれ」を多発することのないよう、分かれられない理由がどちら（または双方）にあるか、時間空費の意図はみられないか等を見極め、公明正大に試合ができていないと判断した場合は反則とする。

(4) 鏢競り合いの「反則」について

- ① 大会ガイドラインに従い意図的な「時間空費」・「防御姿勢（勝負の回避）による相手に接近するような行為」・「打突の意思がなく故意に鏢競り合いの状態に移行した行為」は、試合審判規則第1条に則り主審の裁量で（合議）の上反則とする。
- ② 主審は、下記の場合不当な鏢競り合いと判断し合議を行う。
 - イ. 潔く間合を切っていない行為。相互の呼吸を合わせて分かれていない行為。
 - ロ. 剣先が触れない位置まで右足前の中段の構えになっていない行為。
 - ハ. 間合いが切れる前に攻めて出る行為、打突する行為、再三（2～3回程度）繰り返し竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「押さえついたり」「逆交差をしたり」「下げるまたは開いたり」「上段を取る」行為。
 - ニ. 刃部に拳が掛かっている行為、肘を曲げて相手に密着する行為、相手の肩に竹刀を掛ける行為、相手を竹刀で突き離す行為、剣先が離れる寸前で下がろうとしない行為。
 - ホ. 自分の引く距離を少なくして相手に大きく引かせる行為、間合を切って鏢迫り合いを解消した直後すぐに鏢迫り合いに持ち込む行為。
 - ヘ. 「一呼吸」後、相互に「分かれようとしている途中」に技を出しても有効打突とはしないが、明らかに「分かれようと思わせかけて」技を出した行為
 - ト. 鏢競り合いの状態で掛け声を発する試合者に対しては、試合を中止し「指導」を行うが指導後も繰り返される行為
- ③ 技を出すための崩しによって「正しい鏢競り合いの形」が瞬間的に変形することはあり得る。但し、その行為を繰り返すだけで技を出さない場合は反則対象とする。
- ④ 瞬間的に裏交差はあり得るが、直後に表鏢側での交差に直すか引き技を出さなければ反則対象とする。
- ⑤ 反則内容について説明が必要と思われる場合は「合議」後に、規則第37条を適用し理由を述べるができる。その場合は、試合者及び観衆にも理解できるようにジェスチャー等も交えて明確に知られる。

5. その他

- (1) 試合会場に入ることができる者は、来賓・役員・審判員・強化指定選手選考委員・監

督および選手のみとする。

- (2) 開会式前の練習については、新型コロナウイルス感染拡大を避けるため3密（密閉密集・密接）状態にならないよう周りを確認して実施する。
- (3) 試合終了後の合同稽古会については、その都度連絡する。
- (4) 観戦者の座席については、全て自由席とし、できるだけ私語を慎み、応援は拍手のみとする。

以上